

八尾市役所本庁舎売店運営事業者募集要領

1 目的

本要領は、八尾市（以下「市」という。）が来庁者の利便性向上及び職員の福利厚生の充実を目的に、八尾市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）地下 1 階に売店を設置するに当たり、行政財産の目的外使用許可申請者をあらかじめ選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

本売店運営事業者の募集は、障がい者の自立・就労支援並びにひとり親家庭等の福祉を図る観点から、障がい者団体若しくは障がい者就労支援施設を運営する法人又は母子・父子福祉団体を対象に募集するものです。売店運営事業者（以下「事業者」という。）は、行政財産の目的外使用許可を得ることで庁舎の一部を使用し売店を運営します。詳細については、別紙「八尾市役所本庁舎売店運営に係る仕様書」のとおりとします。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体に限り応募することができます。

- （１）八尾市内で障がい者就労支援施設を運営する法人若しくは八尾市内に事務所をもつ障がい者団体又は母子・父子福祉団体であること。
- （２）事業者が直接売店を運営すること。なお、障がい者団体及び障がい者就労支援施設においては障がい者が売店業務に直接従事し、母子・父子福祉団体においては、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が売店業務に直接従事すること。
- （３）売店営業において、法令等の規定により許可等を要する場合は、該当する許可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （５）八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当するものでないこと。
- （６）八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置、営業停止処分を受けていないこと。
- （７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていないこと。
- （８）国税及び市税の滞納がないこと。

4 スケジュール

項 目	日 程
公募開始、質問書及び申込書等の受付開始	令和7年 10月 7日 (火)
現地確認	令和7年 10月 15日 (水)午後1時から3時
質問書(様式1)の提出期限	令和7年 10月 22日 (水)午後3時まで【必着】
質問書に対する回答	令和7年 10月 24日 (金)
売店運営申込書等の提出期限	令和7年 10月 31日 (金)
選定結果の通知	令和7年 11月 17日 (月)
使用許可開始日	令和8年 4月 1日 (水)
営業開始日(予定)	令和8年 5月 上旬 まで

5 現地確認

(1) 開催日時

令和7年10月15日(水) 午後1時から3時まで

(2) 対象者

売店運営を希望する事業者(各事業者2名以内)

(3) 留意事項

- ・現地確認を希望される場合は、開催日の前日の正午までに、事業者名、参加者名及び人数を電子メールで連絡してください。
- ・現地確認の場での質問は、簡易な質問のみとします。
- ・本売店運営業務の実施において、物件の測量等が必要な場合は、各自で実施してください。

6 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月7日(火) から 令和7年10月22日(水) 午後3時まで【必着】

(2) 提出方法

質問書(様式1)に質問内容を記入し、電子メールで提出してください。なお、送信後、受信確認のための電話連絡を行ってください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和7年10月24日(金) 午後5時までに、本市ホームページへ掲載します。なお、回答内容は、本要領及び関係する書類の追加、修正として取扱います。

7 売店運営申込書等の提出

(1) 受付期間

令和7年10月7日(火) から 令和7年10月31日(金)【必着】

(2) 提出書類

- ア 売店運営申込書（様式 2） 1 部
- イ 企画提案書（様式 3） 1 部
- ウ 登記事項証明書（法人） 1 部 （発行後 3 か月以内）
※法人格を有しない団体は、代表者の住民票。
- エ 印鑑登録証明書（法人） 1 部 （発行後 3 か月以内）
※法人格を有しない団体は、代表者の印鑑登録証明書。
- オ 決算書・財務書類 1 部 （直近 1 年分）
- カ 納税証明書（国税） 1 部 （発行後 3 か月以内）
- キ 納税証明書（市税） 1 部 （発行後 3 か月以内）
- ク 誓約書（様式 4） 1 部
- ケ 法人の概要等の分かる資料（パンフレット等） 7 部

（3）提出方法

受付期間内に持参又は郵送により提出してください。郵送で提出する場合は、必ず「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は「レターパックプラス」のいずれかの方法とし、提出期限必着で送付してください。

（4）企画提案書（様式 3）の留意事項

- ア 本要領に定める各項目を満たす内容としてください。
- イ プレゼンテーション審査は実施しませんので、企画提案書はできる限り簡潔に分かりやすく記載してください。記載内容に疑義がある場合は、審査前に問い合わせる場合があります。
- ウ 行政財産の目的外使用を許可する際は、企画提案書の内容に基づき条件を付しますので、実現可能な内容を記載してください。

（5）提出された書類の取扱い

- ア 応募に要する費用は、全て応募者の負担となります。
- イ 提出された書類は、選定結果に関わらず返還いたしません。
- ウ 本募集に係る提出書類等は、八尾市情報公開条例（平成 7 年条例第 9 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- エ 提出書類で使用する言語は日本語、通貨は円とします。また、計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとします。

8 選定・審査方法等

（1）選定方法

- ア 本売店運営事業者の選定は、八尾市役所本庁舎売店運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。
- イ 選定委員会での審査過程（選定委員会の会議録、各委員の採点表など）は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

（2）審査方法

ア 企画提案書等を審査評価項目に基づき審査し、売店運営事業候補者を選定します。

イ 原則、書類審査のみとしますが、選定委員会が必要と認める場合、ヒアリングを実施します。

ヒアリングを実施する場合は、応募者に対して別途連絡します。

ウ 選定委員会委員の評価点の合計評価点が最上位の事業者を最適提案者とし、次の順位の事業者を次順位提案者として選定します。ただし、最適提案者及び次順位提案者は、合計評価点が満点の6割以上を獲得している者としています。

エ 合計評価点が同点となった場合は、選定委員会で投票を行い、得票数の多い事業者を売店運営事業候補者としています。

オ 提案者が1者のみの場合であっても、審査を行います。合計評価点が満点の6割以上を獲得しなかった場合や提案者がいない場合は、本募集を中止します。

(3) 審査評価項目

	評価項目	評価基準	配点
1	事業者概要・ 売店運営実績	・ 安定的、継続的な売店運営が期待できるか。	10
2	運営体制等	・ 売店設置の目的を理解した上での基本方針となっているか。 ・ 安定した運営に必要な人員配置、組織体制となっているか。 ・ 研修の実施等、適切な教育体制が取られているか。 ・ クレームや要望に対し、適切に対応できる体制となっているか。	30
3	安全管理・ 衛生管理	・ 食品衛生や品質管理の事故防止体制及び事故発生時の対応策が取られているか。 ・ 防犯、防災等の安全管理体制は十分か。 ・ 廃棄物の回収及び処理方法は適切か。	20
4	販売品目・ サービス等	・ 利用者のニーズに沿った販売品目となっているか。 ・ 利用者の利便性向上につながるサービスの提案があるか。	20
5	アピール ポイント	・ 利用者の利便性向上及び職員の福利厚生につながる物件の有効活用についての提案があるか。 ・ 独自の魅力ある提案、積極的な提案があるか。	20

(4) 選定結果の通知等

選定結果は、応募者全員に対して、令和7年11月17日（月）に電子メールにて通知するとともに、後日、書面による通知も行います。また、売店運営事業候補者（最適提案者）を市ホームページに公表します。

9 失格事由

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 本要領「3 応募資格」の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等に虚偽又は不備があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合

エ その他選定委員会が失格と認めた場合

10 選定後の手続き

- ア 市と売店運営事業候補者は、提案内容に基づき、売店設置及び運営に係る協議を行います。正当な事由なく協議を行わないときは、売店運営事業候補者としての資格を失い、次順位提案者を売店運営事業候補者とします。
- イ 売店運営事業候補者は、市が示す期日までに、行政財産の目的外使用許可申請書を提出し、市が行政財産の目的外使用を許可することで、正式に売店運営事業者に決定したものとします。

11 問合せ先及び提出先

八尾市 総務部 総務課

担当：結城、藤原、城戸

住所：〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所 本館4階

電話：072-924-3810（直通）

FAX：072-992-7583

E-mail：soumu@city.yao.osaka.jp